

**「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に
係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧**

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類その他の書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

1 (1)を○で囲んだ人

- ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、申請者から農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第5号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

2 (2)を○で囲んだ人

- ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、申請者から農用地利用集積計画に定めるところにより行われた貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

3 (3)を○で囲んだ人

- ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が次の①及び②に掲げる地域又は区域のいずれにも存しない旨を証する**市町村長の書類**
 - ①都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域
 - ②利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限り、）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除く。）